

令和4年度(2022年度)  
港区食品衛生監視指導の実施結果

令和5年(2023年)6月  
港区みなと保健所

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

# 令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の概要

食品衛生法第24条に基づく「令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導の計画」の実施結果について、以下のとおり概要を取りまとめました。

## 1 食品衛生法に基づく監視指導件数

26,426軒の食品取扱施設に延べ8,572件の立入検査を実施しました。また港区内に本社が存在する食品の輸入販売者、食品製造者等の不適正な取扱いの食品等に関して食品衛生法に基づき指導を行いました。

## 2 食品表示法に基づく監視件数

区内の食品取扱事業所へ監視指導や収去検査等で立ち入った際、食品表示法に基づき2,199件の監視を行いました。港区内で製造された食品や本社が存在する食品に不適正な表示があった場合は、食品表示法に基づき指導を行いました。

## 3 食品の収去検査

港区内に流通する食品を中心に136検体の食品を収去し、細菌検査・化学検査を実施しました。食品衛生法、食品表示法の違反はありませんでした。

## 4 食中毒調査

港区内では12件、患者数75人の食中毒事件が発生しました。原因物質はアニサキスによるものが8件、耐熱性毒素様毒素遺伝子(*astA*)保有大腸菌O166、カンピロバクター・ジェジュニ、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、によるものがそれぞれ1件発生しました。また、調査を実施したものの食中毒と断定できなかった事例は20件で、23人を対象に調査しました。

## 5 不利益処分

食中毒の原因となった施設や食品衛生法に違反する食品の輸入販売者に対し、営業停止や違反食品の販売禁止等の不利益処分を13件行いました。また、不利益処分は行わなかったものの、違反食品等として、輸入販売者や食品製造者等を調査指導した件数は87件でした。

## 6 食品等の自主回収

異物混入や消費期限の誤表示等の理由で、食品の輸入・販売業者から18件の自主回収の報告を受けました。また、健康被害を発生させることはないものの、製品に不適切な点があったとして自主回収の報告があった件数は8件でした。

## 7 食品等に関する苦情・相談

食品への異物混入や、食品取扱施設の衛生状態等に関して173件の苦情を受け付けました。また、食品取扱事業者からは営業許可や表示の方法、食品添加物の使用方法等について、32,751件の相談が寄せられました。

## 8 食品衛生普及啓発事業

食品取扱事業者等を対象に食品衛生講習会等を30回開催し、675人の参加がありました。また、広報みなどや動画配信、SNS、各種イベント等を通じ食品衛生情報を提供しました。

## 9 調理師・製菓衛生師免許

調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等において、東京都との経由事務を行いました。

また、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書配布に協力しました。

# 令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導の実施結果

港区では令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画に基づき、食品等に起因する危害の発生を防止し、区民の食生活の安全・安心を確保するため、さまざまな事業を実施しました。このたび、その実施結果をまとめたのでお知らせします。

## 1 監視指導件数

飲食店、食品販売店、食品製造施設等、計26,426軒の施設に延べ8,572件の立入検査を実施し、食中毒の予防をはじめ、不正な添加物使用等の違反食品や異物混入等の発生の防止に重点を置いて、施設のHACCP<sup>※1</sup>に沿った衛生管理について監視指導を行いました。

<sup>※1</sup>食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程の中で、それらが危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

### (1)食品衛生法に規定する営業<sup>※2</sup>(詳細は別表1及び2)

	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和4年度総数	19,686	3,005	-	3,154	8,068
改正後食品衛生法第55条に規定する営業	5,500	3,005	-	272	6,413
改正前食品衛生法第52条に規定する営業	14,186	-	-	2,882	1,655

<sup>※2</sup>令和3年6月1日より改正食品衛生法による許可届出制度が施行されました。なお施行日以前に許可を受けた施設は、令和元年政令第123号附則第2条の規定により有効期間満了日まで営業することができます。

### (2)東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(ふぐ取扱所)

	施設数	新規件数	廃止数	監視指導件数
令和4年度総数	374	65	124	84

### (3)改正食品衛生法第57条の規定による届出営業施設<sup>※3</sup>(詳細は別表3)

	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導件数
令和4年度総数	6,282	2,526	243	399

<sup>※3</sup>改正食品衛生法第57条による届出制度は、令和3年6月1日より施行されました。

(4)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
令和4年度総数	11	1	1	—

(5)港区食品衛生法施行細則に規定する生食用食肉の取扱い開始の報告等

	施設数	新規報告数	廃止数	監視指導件数
令和4年度総数	72	23	16	20
飲食店営業	71	23	16	20
食肉販売業	1	—	—	—

## 2 食品表示法に基づく監視件数

食品表示法に基づき、計2,199件の監視を行いました。アレルギー物質及び添加物の表示適正化に重点を置き、収去検査結果等をふまえ指導しました。

		監視件数
令和4年度総数		2,199
加工食品		1,848
生鮮食品	農産物	104
	畜産物	125
	水産物	112
食品添加物		10

## 3 食品等の収去<sup>\*4</sup>検査

136検体の食品を収去し、細菌検査及び化学検査を実施しました。

規格基準が定められている食品(アイスクリーム、食肉製品、ナチュラルチーズ)の成分規格は、すべて適合していました。その他の食品について、細菌検査の結果は、特に問題となる結果はなかったためHACCPに沿った衛生管理計画の検証・見直し資料として営業者に通知しました。化学検査の結果、食品添加物の使用基準等の違反はありませんでした。

※4食品衛生法第28条第1項及び食品表示法第8条第1項に基づいて実施する食品等の検査です。食品衛生監視員は、必要に応じて食品等事業者から試験に必要な量の食品等が無償で収去することができます。

## 食品の収去検査結果

	収去品目	検査種別	検体数		法違反		法違反の内容
				輸入品 (再掲)		輸入品 (再掲)	
6月	学校給食	細菌	4	-	-	-	
	保育園給食	細菌	4	-	-	-	
		化学	1	-	-	-	
7月	アイスクリーム	細菌	5	-	-	-	
	自動車(飲食店)調理食品	細菌	6	-	-	-	
8月	清涼飲料水	化学	8	7	-	-	
9月	自動車(飲食店)調理食品	細菌	7	-	-	-	
	保育園給食	細菌	4	-	-	-	
		化学	2	-	-	-	
10月	輸入菓子	化学	8	8	-	-	
	学校給食	細菌	4	-	-	-	
	保育園給食	細菌	4	-	-	-	
		化学	1	-	-	-	
11月	食肉製品	細菌	4	-	-	-	
		化学	4	-	-	-	
	自動車(飲食店)調理食品	細菌	8	-	-	-	
12月	洋生菓子	細菌	9	-	-	-	
	保育園給食	細菌	6	-	-	-	
		化学	2	-	-	-	
1月	学校給食	細菌	8	-	-	-	
	自動車(飲食店)調理食品	細菌	6	-	-	-	
	調味料等	化学	5	5	-	-	
2月	保育園給食	細菌	8	-	-	-	
	ナチュラルチーズ	細菌	4	4	-	-	
3月	学校給食	細菌	8	-	-	-	
	自動車(飲食店)調理食品	細菌	6	-	-	-	
計			136	24	-	-	

## 4 食中毒調査

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するために細菌・ウイルス検査及び疫学調査等を実施し、事故の拡大防止を図るとともに、原因施設に対して再発防止のための衛生指導を行います。また、原因施設に対し営業停止等の不利益処分を行った場合は、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表します。

区外に原因施設があっても、区内に関連施設がある場合並びに原因施設を利用した区民、在勤・在学者及び患者が区内にいる場合は、食中毒関連調査として検便等を含む疫学調査を行います。令和4年度に港区内で発生した食中毒事件は以下の通りでした。

(1) 港区内で発生した食中毒事件

No.	発生日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	4月14日	飲食店(一般)	10	会食料理 (鶏肉料理を含む)	カンピロバクター・ ジェジュニ
2	4月23日	飲食店(一般)	29	弁当	耐熱性毒素様毒素 遺伝子( <i>astA</i> )保有 大腸菌O166
3	6月4日	飲食店(すし)	1	コース料理 (寿司を含む)	アニサキス
3	6月6日	飲食店(すし)	1	寿司	アニサキス
5	6月8日	飲食店(一般)	1	刺身	アニサキス
6	8月26日	飲食店(すし)	1	寿司	アニサキス
7	10月25日	飲食店(一般)	9	弁当	サルモネラ属菌
8	10月29日	飲食店(一般)	1	刺身	アニサキス
9	11月21日	飲食店(弁当)	18	弁当	黄色ブドウ球菌
10	11月25日	飲食店(すし)	1	コース料理 (寿司を含む)	アニサキス
11	1月15日	飲食店(一般)	1	刺身	アニサキス
12	3月6日	飲食店(すし)	2	寿司	アニサキス
計			75		

(2) 調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件

区 分	総 数
調査件数	20
被調査人数	23



### (3)食中毒関連調査

区 分	総 数
調査件数	77
被調査施設数	47
被調査人数	126

### (4)全都における食中毒発生件数及び患者数(参考<sup>※5</sup>)

	件 数	患 者 数
令和4年	104	519
令和3年	83	610
令和2年	114	3,359
令和元年	119	865
平成30年	185	1,917

<sup>※5</sup>東京都の集計は令和4年1月から12月の期間となっています。

### (5)保菌者検索事業<sup>※6</sup>

	調査件数	被調査人数
令和4年度総数	12	13

<sup>※6</sup>腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関し、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向の調査を実施し、食中毒の未然防止並びに早期発見及び発生原因の究明を目的として実施しています。

## 5 不利益処分

食中毒が発生した場合、原因施設に対して営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図ります。また、食品衛生法に違反する食品を発見した場合、原因や流通経路等を調査し、当該食品の販売禁止等を措置し違反食品の排除を図ります。これらの不利益処分を行った場合、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表します。令和4年度に港区が行った不利益処分は以下の通りでした。

## (1)港区が行った食品衛生不利益処分

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	4月27日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター・ ジェジュニ)	4月12日に 提供された 食事(鶏肉 料理を含 む)
2	5月13日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (耐熱性毒素様毒素 遺伝子( <i>astA</i> )保有 大腸菌O166)	4月23日に 調理し、提 供された弁 当
3	6月16日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月6日に 調理し、提 供した寿司
4	6月22日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月4日に 調理し、提 供したおま かせコース (寿司を含 む)
5	6月22日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月7日に 調理し、提 供した刺身
6	9月7日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	8月25日に 調理し、提 供した寿司
7	11月9日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (サルモネラ属菌)	10月25日 に調理し、 配達した弁 当
8	11月15日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	10月29日 に調理し、 提供した刺 身の盛り合 わせ
9	11月30日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (黄色ブドウ球菌)	11月21日 に提供され た弁当(鶏 弁及び鮭 弁)
10	12月6日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	11月24日 に調理し、 提供した寿 司を含むコ ース料理

11	12月9日	輸入 販売業	販売禁止 命令	第13条 第2項	添加物の不正使用 (令和4年3月18 日に収去し検査した ところ、厚生労働大 臣が定める使用基 準のない食品から 安息香酸が検出さ れた。)	ハラペーニ ョスライス 缶詰
12	1月30日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	1月14日に 調理し、提 供した食事 (刺身、すし を含む)
13	3月13日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	3月6日に 調理し、提 供した寿司 (アジ、イワ シ、コハダ を含む)

(2)不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数

区 分		件 数
国、自治体等からの調査依頼		47
区 内	収去・監視等により調査、指導	14
	苦情が発端で調査、指導	6
	営業者からの報告に基づき調査、指導	20
計		87

## 6 食品等の自主回収

令和3年6月1日から食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」が施行されました。この制度は、食品等事業者が食品衛生法や食品表示法による違反または違反のおそれがあり、健康被害に結び付く懸念がある食品等を回収する場合に管轄自治体へ報告し、この情報を厚生労働省がシステムで一元的に管理され公表する制度です。

食品等の自主回収(リコール)に関する情報は、厚生労働省の食品衛生申請等システ

ムで確認できます。

[https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/\\_link.do](https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do)

本制度の施行に伴い、平成16年より施行されていた東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」は令和3年5月31日で廃止されました。

(1) 食品衛生法第58条に規定する自主回収(リコール)報告

No.	届出日	回収食品等	自主回収の理由
1	4月4日	農産物加工品	食品添加物の使用基準違反
2	4月27日	チョコレート類	サルモネラ属菌検出の可能性
3	5月13日	チョコレート類	異物混入
4	9月9日	野菜缶詰	異物混入
5	10月13日	焼き菓子	異物混入
6	12月11日	焼き菓子	異物混入
7	2月27日	生鮮バナナ	基準値以上の残留農薬検出

(2) 食品表示法第10条の2に規定する自主回収(リコール)報告

No.	届出日	回収食品等	自主回収の理由
1	6月29日	油菓子	賞味期限の欠落
2	7月22日	ゼリー類	アレルギー表示の欠落
3	8月10日	水産加工品	アレルギー表示の欠落 他
4	9月14日	洋生菓子	消費期限の誤記載
5	9月30日	バター	不明瞭な表示
6	10月7日	レトルトパウチ食品	アレルギー表示の欠落
7	11月11日	焼き菓子	賞味期限の誤記載
8	1月20日	味噌漬け肉	アレルギー表示の欠落
9	2月13日	チョコレート類	賞味期限の誤記載
10	2月17日	チョコレート類	賞味期限の誤記載
11	3月13日	ソーセージ類	賞味期限の欠落

### (3)法令の対象とならない食品等の回収報告

年 度	件 数
令和4年度	8
令和3年度	5
令和2年度	19
令和元年度	10
平成30年度	12

## 7 食品等に関する苦情・相談

食品や食品取扱施設に関する苦情を受け付け、原因の調査究明を行ったほか、営業許可や食品の表示方法等に関する相談を受付けました。

また、営業許可に関する公的機関等からの各種照会に対する回答や港区情報公開条例に基づく情報公開を行いました。

### (1)食品等に関する苦情

	総数	食品に異物混入	食品の腐敗・変敗 異味・異臭 カビ・変質	食品の安全性・表示	食品の取扱不良	施設の衛生	有症苦情	路上営業者	その他
令和4年度	173	20	13	2	21	15	88	3	11
令和3年度	164	32	8	6	20	14	65	-	19
令和2年度	176	29	10	3	18	14	63	4	35
令和元年度	271	48	9	11	27	31	89	7	49
平成30年度	229	39	14	2	33	29	82	2	28

### (2)食品事業者等からの受付・相談

総数	許認可等の受付・相談	表示の相談	その他の相談
32,751	25,527	1,432	5,792

(3) 営業許可に関する照会

照会件数	対象施設数
383	779

(4) 情報公開請求実施状況

請求件数	対象施設数
69	319,864

## 8 食品衛生普及啓発事業

区民、食品取扱事業者を対象に講習会等を実施し食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて食品衛生に関する意見交換を行いました。

また、広報みなど、港区ホームページ等を通じて食品衛生情報を提供しました。

(1) 食品衛生講習会

開催数	参加人数	形 式		対 象			
		講習会	その他	一般 住民	食品 関係者	地域 団体	その他
30	675	30	-	-	512	128	35

(2) 講習会以外の普及啓発・意見交換

時期	事業名	主な内容
6月	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	広報(夏場の食品衛生)	夏場の食中毒とその対策について、広報みなどに記事を掲載しました。
7~8月	食品衛生パネル展示	みなど保健所で食中毒予防についてのパネル展を開催しました。
10月	みなど食品衛生フェスティバル	みなど区民まつりで、手洗い教室、食品衛生アンケートを実施しました。
11月	広報(冬場の食中毒予防)	ノロウイルスの食中毒予防方法について、広報みなどに記事を掲載しました。
11月	食中毒予防カレンダー	食中毒予防について月ごとにポイントをまとめたカレンダーを発行し、食品事業者や区民に配布しました。

11月	広報(第24回港区食品衛生消費者懇談会)	港区食品衛生消費者懇談会について、広報みなとに記事を掲載しました。
12-1月	第24回港区食品衛生消費者懇談会(web開催)	保健所、みなと食品衛生協会、食品衛生推進員が協働で作成した「家庭でも起きる食中毒について」及び「異物混入事例集」の動画を公開し、区民等の食品衛生の向上を図りました。
1-2月	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画(案)の公表と意見募集	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画(案)を公表し、意見を募集しました。
2月	食中毒速報 令和4年版	令和4年に都内で発生した食中毒の件の速報を発行しました。
3月	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画の公表	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画を公表しました。
通年	食品衛生推進員活動	みなと保健所が主催する各種食品衛生事業に協力していただきました。また、7月、2月には食品衛生推進員会議(書面開催)で行政との意見交換を行いました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合にその内容について港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

## 9 調理師・製菓衛生師免許

年1回実施される、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書をみなと保健所、各総合支所の窓口で配布しました。また、調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行いました。

### 調理師・製菓衛生師免許経由事務数

区 分	総 数
調理師	58
製菓衛生師	2

別表1 改正後食品衛生法第55条に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
		新規	更新		
令和4年度総数	5,500	3,005	-	272	6,413
飲食店営業	4,658	2,594	-	247	5,530
調理機能を有する自動販売機 により食品を調理し、調理され た食品を販売する営業	7	6	-	2	10
食肉販売業	105	57	-	1	120
魚介類販売業	39	22	-	4	46
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	4	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	317	161	-	8	334
アイスクリーム類製造業	7	2	-	-	4
乳製品製造業	1	-	-	-	2
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	2
食肉製品製造業	3	1	-	-	5
水産製品製造業	6	2	-	-	5
冰雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	3	2	-	-	5
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-
酒類製造業	4	2	-	-	9
豆腐製造業	2	1	-	1	3
納豆製造業	1	1	-	-	3
麺類製造業	6	3	-	-	6
そうざい製造業	300	126	-	8	272
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	2	2	-	-	5
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	17	10	-	1	24
密封包装食品製造業	8	7	-	-	17
食品の小分け業	7	5	-	-	9
添加物製造業	1	1	-	-	2



別表2 改正前食品衛生法第52条に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
		新規	更新		
令和4年度総数	14,186	-	-	2,882	1,655
飲食店営業	11,148	-	-	2,311	1,528
喫茶店営業	889	-	-	241	6
菓子製造業	996	-	-	172	50
あん類製造業	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	99	-	-	13	22
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	9	-	-	2	2
集乳業	-	-	-	-	-
乳類販売業	-	-	-	-	-
食肉処理業	17	-	-	1	2
食肉販売業	310	-	-	44	12
食肉製品製造業	5	-	-	1	6
魚介類販売業	134	-	-	18	8
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
魚肉練り製品製造業	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	12	-	-	3	3
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
氷雪製造業	1	-	-	-	-
氷雪販売業	-	-	-	-	2
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	1	-	-	-	-
しょうゆ製造業	1	-	-	-	-
ソース類製造業	8	-	-	-	-
酒類製造業	5	-	-	-	-
豆腐製造業	5	-	-	1	2
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	24	-	-	3	-
そうざい製造業	511	-	-	71	10
かん詰又はびん詰食品製造業	4	-	-	-	2
添加物製造業	3	-	-	1	-

別表3 改正食品衛生法第57条の規定による届出等(詳細)

	施設数	届出件数	廃業数	監視指導 件数
令和4年度総数	6,282	2,526	243	399
魚介類販売業(包装)	30	6	4	4
食肉販売業(包装)	44	16	3	8
乳類販売業	482	120	3	6
冰雪販売業	2	1	-	-
コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	1,895	1,322	35	-
弁当販売業	233	68	23	14
野菜果物販売業	82	56	20	10
米穀類販売業	12	1	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	25	10	-	-
コンビニエンスストア	427	57	25	98
百貨店、総合スーパー	77	31	24	8
自動販売機による営業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及 び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	323	21	7	-
その他食料・飲料販売業	2,324	725	84	190
添加物製造・加工業 (法第13条1項の規定により規格が定められ た添加物の製造を除く。)	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1	-	-
コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	39	19	5	2
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-
調味料製造・加工業	40	17	2	14
糖類製造・加工業	-	-	-	-
精穀・製粉業	4	-	-	-
製茶業	15	10	2	2
海藻製造・加工業	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	23	11	3	4
行商	64	17	-	25
集団給食施設	130	13	3	14
器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装 の製造、加工に限る。)	-	-	-	-
露店、仮設店舗等における飲食の提供のう ち、営業とみなされないもの	-	-	-	-
その他	10	4	-	-

発行番号 2023060-4211

**令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導  
の実施結果**

令和5年(2023年)6月発行

【編集・発行】港区みなと保健所生活衛生課

〒108-8315 港区三田1-4-10

電話 03-6400-0047